

所得税法施行令等の一部を改正する政令要綱

一 所得税法施行令の一部改正（第1条関係）

- 1 非課税とされる通勤手当の範囲について、交通用具使用者が交通機関を利用するとした場合に負担することとなる運賃相当額まで非課税限度額を上乗せする特例を廃止することとする。（所得税法施行令第20条の2関係）

（注）上記の改正は、平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用する。（附則第3条関係）

- 2 源泉徴収に係る所得税の納税地について、給与等の支払をする者が事務所等に移転した場合は、移転後の事務所等の所在地とすることとする。（所得税法施行令第55条関係）

- 3 減価償却制度について、次の見直しを行うこととする。

- (1) 耐用年数の短縮特例について、国税局長の承認を受けた未経過使用可能期間（現行使用可能期間）をもって耐用年数とみなし、償却費の計算の基礎となる取得価額等を調整する制度とする。（所得税法施行令第130条関係）

（注）上記の改正は、個人が平成24年以後の各年分において承認を受ける場合のその承認に係る減価償却資産の償却費の計算について適用する。（附則第4条関係）

- (2) 陳腐化償却制度を廃止する。（旧所得税法施行令第133条の2関係）

- 4 居住者が支払を受けた生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得等の金額の計算上、その支払を受けた金額から控除することができる事業主が負担した保険料等は、給与所得に係る収入金額に算入された金額に限ることとする。（所得税法施行令第183条、第184条関係）

（注）上記の改正は、公布の日以後に支払われるべき生命保険契約等に基づく一時金等について適用する。（附則第5条、第6条関係）

- 5 外国税額控除制度について、次の改正を行うこととする。（所得税法施行令第221条、第222条関係）

- (1) 複数の税率の中から納税者と外国当局等との合意により税率が決定された税（当該複数の税率のうち最も低い税率等を上回る部分に限る。）は外国所得税に含まれないものとする。

（注）上記の改正は、公布の日以後に納付することとなる外国所得税について適用する。（附則第7条関係）

(2) 控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等において租税を課することができることとされる所得（当該租税条約の規定において控除限度額の計算に当たって考慮しないものとされるものを除く。）で当該条約相手国等において外国所得税が課されるものについては、国外所得に該当するものとする。

6 更正等又は決定による源泉徴収税額等及び予納税額の還付制度について、決定に係る更正等による源泉徴収税額等及び予納税額の還付に係る還付加算金の計算期間から除外される期間の末日がその更正等の日の翌日以後1月を経過する日とされる場合における更正の理由を定めることとする。（所得税法施行令第277条、第278条関係）

7 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収の対象から除外される保険年金の契約の範囲を定めることとする。（所得税法施行令第326条関係）

8 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知制度について、告知を要しない金地金等の譲渡の対価の上限額、金地金等の譲渡の対価の受領者の告知の方法及び譲渡の都度告知を要しないこととする特例の対象、告知を受けた譲渡の対価の支払者の本人確認の方法等を定めることとする。（所得税法施行令第350条の6～第350条の10関係）

9 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）の一部改正

特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人のうち所得税法上の公共法人等とみなされるものの範囲を定めることとする。（所得税法施行令の一部を改正する政令附則第14条の2関係）

三 施行期日等

この政令は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行することとする。（附則第1条関係）